

市第43号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市日野南地域ケアプラザ	港南区港南四丁目2番8号	社会福祉法人そよかぜの丘 理事長 高 森 政 雄	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
横浜市二俣川地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	横浜市二俣川地域ケアプラザの供用開始の日から平成35年3月31日まで
横浜市南希望が丘地域ケアプラザ	泉区上飯田町2, 083番地の1	社会福祉法人誠幸会 理事長 鈴 木 一 誠	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
横浜市霧が丘地域ケアプラザ	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号	社会福祉法人奉優会 理事長 香 取 眞 恵 子	同
横浜市名瀬地域ケアプラザ	戸塚区名瀬町1, 566番地	社会福祉法人朋光会 理事長 福 村 正	同

提 案 理 由

横浜市日野南地域ケアプラザ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）